

※この法令は廃止されています。

昭和四十年政令第三百三十八号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施

行令

(昭和四十年法律第百十二号) 第二条第一項、第三条第一項第二号、第十一条第一項及び第二項、第十二条第一項、第十四条ただし書並びに第二十三条第一項並びに畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号)第五条第一項及び第四十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(加工原料乳に係るその他の乳製品)

第一条 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法

(昭和三十六年法律第八十三号)第五条第一項

及び第四十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(生産者補給交付金の金額の算定の単位となる期間)

第四条 法第十一條第一項の政令で定める期間

は、毎年、四月一日から六月三十日まで、七月

三十一日まで及び翌年の一月一日から三月三十

一日までの各期間(以下「四半期」という。)

とする。

(加工原料乳の数量の認定)

第五条 都道府県知事又は農林水産大臣は、四半

期ごと及び翌年の四半期に係る指定生乳生産者団体

(法第五条の指定生乳生産者団体をいう。以下

同じ。)ごとに、当該四半期の各月につき第三

項、第五項、第七項又は第九項の規定により算

出した加工原料乳の数量を合計した数量を、法

第十二条第一項の都道府県知事又は農林水産大

臣が認定する数量として認定しなければならな

い。

都道府県知事は、各月に一の乳業工場(生乳

を処理して飲用牛乳とする事業又は乳製品を製

造する事業を行う者(以下「乳業者」という。)

が当該事業を行う工場をいう。以下同じ。)に搬入された生乳(法第二条第一項の農林水産省

令で定める規格に適合するものに限る。以下こ

の条において同じ。)には、そのいずれの部分

にも、その月に当該乳業工場に生乳を搬入した

者(当該乳業工場に他の乳業工場から生乳が搬入された場合における当該他の乳業工場を含む。)ことのその搬入に係る生乳がその数量の

相互の割合に応じて含まれるもののみなし、か

つ、各月に一の乳業工場に搬入された生乳(当

該乳業工場から他の乳業工場へ搬出されたもの

を除く。)のうち委託による特定乳製品(指定

乳製品及び第一条に規定する乳製品をいう。以

下同じ。)の製造のために当該乳業工場に搬入

されるものの(バーミルクパウダーその他の

固形状のものに限る。)

一 関税定率法(明治四十三年法律第五十四

号)別表第〇四・〇二項に掲げるもの(第〇

号)別表第〇四・〇二項に掲げるもの(第〇

号)別表第〇四・〇二・九一号又は第〇四〇二・九九号の一

の(一)に掲げるものを除く。)

二 関税定率法別表第〇四〇三・九〇号の一に掲げるものの(バーミルクパウダーその他の

固形状のものに限る。)

三 関税定率法別表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるもの

四 関税定率法別表第〇四・〇五項に掲げる

(指定の解除)

第三条 法第十条第一項の規定による指定の解除

は、当該指定の解除の理由及びその解除の効力

が生ずべき日を示し、少なくともその日の三月

前に、書面で通知してしなければならない。

前項の規定は、法第十条第二項の規定による

指定の解除について準用する。

業工場へ生乳が搬出された場合には、当該乳業工場に搬入された生乳のうち他の乳業工場から搬入されたもの以外のものがまず搬出されたものとみなして、毎月、当該都道府県の区域内の乳業工場ごとに、次に掲げる数量を算出しなければならない。この場合において、第一号に掲げる数量のうち他の都道府県知事又は農林水産大臣の指定に係る指定生乳生産者団体が行つた生乳受託販売(法第五条の生乳受託販売をいう。以下同じ。)に係る加工原料乳の数量を算出しなければならない。この場合において、第一号に掲げる数量のうち他の都道府県知事又は農林水産大臣に、第二号に掲げる数量のうち他の都道府県の区域内の乳業工場に係る加工原料乳の数量を算出しなければならない。この場合において、第一号に掲げる数量のうち他の都道府県知事又は農林水産大臣に、第二号に掲げる数量のうち他の都道府県の区域外の乳業工場に係る加工原料乳の数量を算出しなければならない。この場合において、第一号に掲げる数量のうち他の都道府県知事又は農林水産大臣に、第二号に掲げる数量のうち他の都道府県の区域外の乳業工場に係る加工原料乳の数量を算出しなければならない。

都道府県知事又は農林水産大臣は、その指定に係る指定生乳生産者団体以外の指定生乳生産者団体(以下この項において「地域外指定生乳生産者団体」という。)に係る再受託生乳のうちの加工原料乳の数量を算出したときは、遅滞なく、その数量を当該都道府県知事又は農林水産大臣に通報しなければならない。

都道府県知事又は農林水産大臣は、毎月、そ

の月にその指定に係る指定生乳生産者団体が行つた生乳受託販売に係る生乳のうちに再受託生乳又は再委託生乳があると認める場合には、当該指定生乳生産者団体が行つた生乳受託販売に係る生乳のうちの加工原料乳の数量を算出したときは、遅滞なく、その数量を当該都道府県知事又は農林水産大臣に通報しなければならない。

都道府県知事又は農林水産大臣は、毎月、そ

の月にその指定に係る指定生乳生産者団体が行つた生乳受託販売に係る生乳のうちの加工原料乳の数量を算出したときは、遅滞なく、その数量を当該都道府県知事又は農林水産大臣に通報しなければならない。

都道府県知事又は農林水産大臣は、毎月、その月にその指定に係る指定生乳生産者団体が行つた生乳受託販売に係る生乳のうちに地域外生産生乳があると認める場合には、当該指定生乳生産者団体ごとに、当該指定生乳生産者団体につき第三項の規定により算出した加工原料乳の数量（その月に当該指定生乳生産者団体が行つた生乳受託販売に係る生乳のうちに再受託生乳又は再委託生乳があると認める場合にあつては、第五項の規定により算出した加工原料乳の数量）から前項の規定により算出した加工原料乳の数量を控除し、その控除して得た数量をもつてその月に当該指定生乳生産者団体が行つた生乳受託販売に係る生乳（当該生乳受託販売に係る生乳のうちに再受託生乳及び地域外生産生乳）以外のもののうちの加工原料乳の数量としなければならない。

都道府県知事又は農林水産大臣は、各月にその指定に係る一の指定生乳生産者団体が行つた生乳受託販売に係る生乳のうちに生産者積立金契約（法第五条の生産者積立金契約をい。第十五条第一項及び第二項において同じ。）を締結した生産者以外の生産者の生産に係るもので再受託生乳及び地域外生産生乳以外のもの（以下この項及び次項において「積立金契約外生産生乳」という。）があると認める場合には、当該積立金契約外生産生乳には、そのいずれの部分にも、加工原料乳が、その月に当該指定生産者団体が行つた生乳受託販売に係る生乳（当該生乳受託販売に係る生乳のうちに再受託生乳又は地域外生産生乳において「再受託生乳等」と総称する。）があると認められる場合にはあつては、当該再受託生乳等を除く。の数量に対する第三項（当該指定生乳受託販売に係る生乳のうちに、再受託生乳若しくは再委託生乳がある場合であつて地域外生産生乳がないと認めるとき又は地域外生産生乳があると認める場合にあつては、それぞれ第五項又は前項）の規定により算出した当該指定生乳生産者団体に係る加工原料乳の数量の割合によつた生乳受託販売に係る生乳のうちに地域外生産生乳があるものとみなして、毎月、当該指定生乳生産者団体ごとに、その行つた生乳受託販売に係る生乳の数量を算出しなければならない。

9 応じて含まれるものとみなして、毎月、当該指定生乳受託販売に係る生乳のうちに積立金契約外生乳受託販売に係る生乳で積立金契約外生乳であるもののうちの加工原料乳の数量を算出しなければならない。

都道府県知事又は農林水産大臣は、毎月、その月にその指定に係る指定生乳生産者団体が行つた生乳受託販売に係る生乳のうちに積立金契約外生乳受託販売に係る生乳のうちに積立金契約外生乳があると認める場合には、当該指定生乳生産者団体ごとに、当該指定生乳生産者団体につき第三項の規定により算出した加工原料乳の数量（その月に当該指定生乳生産者団体が行つた生乳受託販売に係る生乳のうちに、再受託生乳若しくは再委託生乳がある場合であつて地域外生産生乳がないと認めるとき又は地域外生産生乳があると認める場合にあつては、それぞれ第五項又は第七項の規定により算出した加工原料乳の数量）から前項の規定により算出した加工原料乳の数量を控除し、その控除して得た数量をもつてその月に当該指定生乳生産者団体が行つた生乳受託販売に係る生乳で積立金契約外生乳受託販売に係る生乳のうちに、再受託生乳等があると認める場合にあつては、当該再受託生乳等及び積立金契約外生産乳（同一乳業者の二以上の乳業工場に係る加工原料乳の数量の算出方法等の特例）

第六条 農林水産大臣が定める一又は二以上の都道府県の区域を単位とする地域内に同一の乳業工場を有しているときは、前条第二項の規定にかかるわらず、当該二以上の乳業工場を一の乳業工場とみなし、かつ、その一とみなされた乳業工場は指定乳業工場（当該二以上の乳業工場の中から農林水産大臣が指定する一の乳業工場をいう。以下同じ。）が所在する都道府県の区域内に所在するものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該二以上の乳業工場のうち指定乳業工場以外のもの（以下「一般乳業工場」という。）が所在する都道府県の知事は、各月に当該一般乳業工場に生乳を搬入した者（当該一般乳業工場に他の乳業工場から生乳が搬入された場合における当該他の乳業工場を含む。）ごとのその搬入に係る生乳の数量並びに当該各生乳のうちの製造受託生乳及び他の乳業工場から売買により搬入されたものの数量、各月に当該一般乳業

第七条

二 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三百三十九号）

指定乳製品等（法第三条第一項第二号の改定乳製品等をいう。以下同じ。）で関税定率法第十四条、第十五条第一項、第十六条第二項若しくは第十九条の二第一項又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第六条（日本国における国際連合の軍隊の地位にに関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四条において準用する場合を含む。）の規定によりその関税が免除されるものを輸入するとき。

—

六号) 第八条の五第二項において準用する規定
税率法第九条の二又は関税暫定措置法第八
条の六第一項の規定により割当てを受けて指定乳製品等を輸入するとき(法第十四条第一
項に規定する場合を除く。)
環太平洋パートナーシップ協定第二章附屬
書「一Dの日本国との関税率表についての一般
的注釈4(a)、(h)、(i)、(d d)、(c
e)、(g g) 又は(h h)の規定により関税
の譲許の便益の適用を受けて指定乳製品等を
輸入するとき。

第八条

は、次の表の上欄に掲げる指定乳製品等について、それぞれ同表の下欄に掲げる用途とする全ての国際的な規模で開催される見本市（博覧会、共進会その他これに類するものを含む。）における販売（製品等）における還元乳の製造及びバターパー沖縄県の区域内における還元乳の製造

バター	本邦と外国との間を往来する航空機用
脂粉乳	タルオ沖縄県の区域内の乳児その他の農林水産 イル並大臣が指定する者の飲用に供するための びに脱調製粉乳の製造
脱脂粉	幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校 の前期課程を含む）、義務教育学校、夜 間において授業を行う課程を置く高等学 校（中等教育学校の後期課程を含む）若 しくは特別支援学校的幼児、児童若しく は生徒、関税暫定措置法施行令（昭和三 十五年政令第六十九号）第四十五条第一 項に規定する児童福祉施設若しくは同条 第二項に規定する施設の児童又は児童福 祉法（昭和二十二年法律第百六十四号） 第六条の三第九項、第十項若しくは第十 二項に規定する事業による保育を受ける 児童の給食用
エイ	ホエイ開税暫定措置法施行令第四十五条第三項 に規定する配合飼料の製造
調製ホ	独立行政法人農畜産業振興機構（以下 「機構」という。）は、法第十四条第三項の規定 による申込書の提出を受けたときは、遅滞なく （法第十四条の三第三項の規定により担保を提 供せることが必要であると認めてその旨を当 該申込書を提出した者に通知した場合には、当 該通知に係る担保の提供があつた後遅滞なく、 当該申込みに対し承諾しなければならない。 (担保の提供)
第九条	独立行政法人農畜産業振興機構（以下 「独立行政法人農畜産業振興機構の承諾」 の飲用に供するための調製粉乳の製造
第十一条	法第十四条の三第三項（法第十五条にお いて準用する場合を含む。）の規定により提供 させることができる担保は、次に掲げるものと する。
一 金銭	一 国債及び地方債
二 機構が指定する社債（特別の法律により法 人が発行する債券を含む。）	三 機構が指定する社債（特別の法律により法 人が発行する債券を含む。）

5 の他の事業場に立ち入り、その帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
都道府県知事は、第二項の規定により特定乳製品の生産者及び特定乳製品の販売業者から報告を求め、又は前項の規定によりこれらの者に対して立入検査をした場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

元価

第十六條 第三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項、第二項後段及び第四項後段、第六条後段並びに前条第二項、第四項及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則 抄

この政令は、法の施行の日（昭和四十一年四月一日）から施行する。ただし、第四項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年四月一日政令第一
一五号）
この政令は、公布の日から施行する。

1
五八号抄
この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四二年八月一日政令第二三）

○号)抄
この政令は、公布の日から施行する。
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部

附 則（昭和四七年四月一日政令第六六二号）改正する法律「昭和四二年八月法律第一一七号」附則第二項の政令で定める割合は、百分の二十とする。

この政令は、公布の日から施行する。
（昭和五三年七月五日政令第二八
号）

二号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年六月二一日政令第二〇七号）

する
附則(昭和六二年一月一三日政令第七)

この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
附 則（平成三年三月二九日政令第七六号）抄 （施行期日） 1 この政令は、平成三年四月一日から施行する。
附 則（平成七年二月二十四日政令第三一号）抄 （施行期日） 1 この政令は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第二百十九号）の施行の日（平成七年四月一日）から施行する。
附 則（平成八年八月三十日政令第二五五号） （施行期日） この政令は、平成八年十月一日から施行する。
附 則（平成一〇年一月二一日政令第一二号） （施行期日） この政令は、平成十一年四月一日から施行する。
附 則（平成一〇年一〇月三〇日政令第三五一号）抄 （施行期日） この政令は、平成十一年四月一日から施行する。
附 則（平成一一年一二月二二日政令第四一六号）抄 （施行期日） この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則（平成一一年一二月二二日政令第一二号） （施行期日） この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則（平成一一年一二月二二日政令第十二号） （施行期日） この政令の施行前に都道府県知事が第一二七条の規定による改正前の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令第十四条の規定により報告を求め、又は立入検査をした場合については、第二十七条の規定による改正後の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令第十四条の規定は、適用しない。
附 則（平成一二年六月七日政令第三一〇号）抄 （施行期日） この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一二年一二月二七日政令第五五〇号）抄 （施行期日） 1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。
附 則（平成一五年七月三十日政令第三四二号）抄 （施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第二一十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。
附 則（平成一八年三月三一日政令第一五〇号）抄 （施行期日） 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則（平成一九年三月三一日政令第一二七号） （施行期日） この政令は、平成一九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則（平成一九年三月三一日政令第一〇号） （施行期日） この政令は、平成一九年四月一日から施行する。
附 則（平成二四年三月三一日政令第一一号）抄 （施行期日） この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。
附 則（平成二六年三月二六日政令第七七号） （施行期日） この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。
附 則（平成二七年三月三一日政令第一六五号） （施行期日） この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
附 則（平成二九年一月二十五日政令第七〇号） （施行期日） 1 この政令は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。 2 第三条の規定による改正後の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令第七条第二号及び

第三号の規定は、この政令の施行の日以後に関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸入の申告をする加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第三条第一項第二号に規定する指定乳製品等について適用し、同日前に当該申告をした当該指定乳製品等については、なお従前の例による。
附 則（平成一二年一二月二七日政令第五五〇号）抄 （施行期日） この政令は、平成一九年四月一日から施行する。
附 則（平成一五年七月三十日政令第三四二号）抄 （施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第二一十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。
附 則（平成一八年三月三一日政令第一五〇号）抄 （施行期日） 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則（平成一九年三月三一日政令第一二七号） （施行期日） この政令は、平成一九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則（平成一九年三月三一日政令第一〇号） （施行期日） この政令は、平成一九年四月一日から施行する。
附 則（平成二四年三月三一日政令第一一号）抄 （施行期日） この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。
附 則（平成二六年三月二六日政令第七七号） （施行期日） この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。
附 則（平成二七年三月三一日政令第一六五号） （施行期日） この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
附 則（平成二九年一月二十五日政令第七〇号） （施行期日） 1 この政令は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。 2 第三条の規定による改正後の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令第七条第二号及び